

求職活動等におけるルール

ミッド事業部は、改正男女雇用機会均等法に基づくハラスメント防止の観点から、求職者等の皆様が安心して求職活動等を行える環境を確保するため、面談方法・連絡手段等に関するルールを以下のとおり定めたいと思います。本方針は、採用ホームページ、会社説明会の案内、選考書類等に明記し、求職者等に周知・啓発いたします。

当社は、雇用形態、年齢、性別、出身、祖先、国籍、障がい、宗教、信条、結婚の有無等を理由とした差別禁止はもちろんのこと、パワハラやセクハラのみならず、求職者の職業選択の自由を妨げるオワハラ（例：他社への就職を理由に内定取消しを行う、あるいは内定延期を強要する等）を含む、すべてのハラスメントを許しません。

1. 求職活動等とは

「求職活動等」とは、求職者が行う求職活動や求職者に類する者が行う職業の選択に資する活動を指し、SNS等のオンラインを介したものやオンライン上で行われるものも含まれます。また、労働者が通常就業している場所以外で行われるものも含まれます。

求職活動の例：採用面接、企業説明会、職場見学、職場実習、インターンシップ等

2. 基本ルール

(1)就活生・求職者と面会するときは、会社事務所や大学キャンパスなど公的な場所で実施し、1対1での飲食や飲酒を伴う会食は禁止する。

(2)就活生・求職者との連絡は、会社のメールアドレスおよび社用携帯電話とし、個人的な連絡先の交換を禁止する。

(3)社外説明会、インターンシップ等で懇親会を実施する場合は、希望者のみが参加できるよう配慮し、遅くとも20時までに終了する。

(4)就活生・求職者と個人的面談を実施する際は、必ず人事部に事前に申請し、事後に報告する。

3. 採用活動にかかわる社員教育

ハラスメントを発生させないために、面接やインターンシップにかかわる社員への教育を実施いたします。

4. 就活ハラスメントに関する相談窓口

(1)相談者の秘密は厳守されます。また、こちらへの相談が当社の選考・合否結果に影響することは一切ございません。

(2)社員が事実関係の確認等に協力したこと等を理由とした不利益な取り扱いは行ないません。

(3)就職活動に際して当社社員によるハラスメント行為が見られた場合は、下記の窓口までご相談ください。

【求職者等相談窓口】メール：ys-jinji@yoshidasangyo.co.jp（吉田産業業務本部人事部）

5. 発生時の対応

求職者等セクハラが疑われる事案が発生した場合は、速やかに事実関係を確認し、以下の措置を講じます。

(1)被害者への配慮：被害者と行為者を引き離す、行為者の謝罪を求める等

(2)行為者への措置：就業規則に基づく懲戒処分など厳正に対処

(3)再発防止：再発防止に向けた措置を講じ、全社的な周知・啓発

以上

2026年8月19日制定